一〇六　指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件　二三　63　五七

一〇七　介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部を改正する件　二三　63　五七

一〇八　介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額の一部を改正する件　二三　63　五八

一〇九　介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部を改正する件　二三　63　五八

一一〇　居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針の一部を改正する件　二三　63　五八

一一一　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件　二四　二

一一二　使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件　二四　64　一三

一一三　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件　二四　64　一三

一一四　安全衛生特別教育規程の一部を改正する件　二五　三

一一五　都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件　二五　四

一一六　障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針を定める件　二五　65　六七

一一七　雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講ずべき措置に関する指針を定める件　二五　65　六九

一一八　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等の一部を改正する件　二五　65　七三

一一九　都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件　二五　65　七六

一二〇　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件　二五　65　七八

一二一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件　二五　65　七八

一二二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件　二五　65　七九

一二三　厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件　二五　65　七九

一二四　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ（1）の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件　二五　65　七九

一二五　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の五第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する特定医療機器の一部を改正する件　二五　65　七九

一二六　薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令第九条の規定による改正前の医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件　二五　65　七九

一二七　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の五第七項第一号に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の区分を定める省令第二条第一項の規定に基づき品目ごとに調査を行うべきものとして厚生労働大臣が指定する医療機器又は体外診断用医薬品の一部を改正する件　二五　65　七九

一二八　国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額を定める件　二五　65　七九

一二九　国民年金の後納保険料を納付する場合に納付すべき額を定める件　二五　65　八〇

一三〇　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額の一部を改正する件　二五　65　八〇